

壱岐市農業委員会定例会（令和7年2月）

議事録

- | | |
|----------|--|
| 1. 開催日時 | 令和7年2月25日(火) 午前9時 |
| 2. 開催場所 | 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室 |
| 3. 出席委員 | ・・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名 |
| 4. 欠席委員 | ・番・・委員 ・・番・・委員 |
| 5. 事務局職員 | 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ |
| 6. 議事日程 | 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 非農地証明願について
(追加)
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 令和6年度農地利用集積計画の承認について |
| 7. 報告事項 | 農業用施設等届出申請について |
| 8. その他 | |

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和7年2月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員さん、・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

本日の議案について、追加が2件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・事務局長補佐を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第6号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、

審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、8件あがっております。受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件の贈与、6件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

6番 土地の所在

郷ノ浦町大原触 字牟田 ・・・番・ 地目 畑 面積 751m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は畠が6061m²です

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 経営規模の拡大を行うため、申請地を買受ける、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、畝上げ機、刈払機を所有しております。

農作業歴は本人6年、母10年です。通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、いも、ひまわりなどの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていないと考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、対象地を相続したが、自宅から離れていて不便であるため、隣接農地の所有者である譲受人に売却するというものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号6番は決定します。
続きまして、7番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願いします。

7番 土地の所在

郷ノ浦町初山東触	字大米	・・・番	地目	畠	面積	371m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1091m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	3477m ²
同じく	字倉谷	・・・番	地目	畠	面積	342m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は畠が2748m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は飼料等の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、刈払機を所有しております、田植機、コンバインをリースしております。

農作業歴は本人40年、妻20年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に本人に確認を致しました。

母所有の農地を、お子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号7番は決定します。

続きまして、8番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

8番 土地の所在

勝本町仲触	字大谷	・・・番	地目	田	面積	885m ²
-------	-----	------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番	地目	田	面積	502m ²	
同じく	字山田	・・・番	地目	田	面積	417m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は田が32860m²、畑が4090m²、計36950m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できない為、譲受人に売り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、ハーベスター、田植機、ウイングモアーを所有しております。

農作業歴は本人20年、夫10年、父60年、母55年です。通作距離については、5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻等の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、・月・・日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、・・府・・市にお住まいでありまして、管理することができないということで、・・さんに売買するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号8番は決定します。

続きまして、9番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

9番 土地の所在

芦辺町諸吉南触	字眞竹	・・・・番	地目	畑	面積	681m ²
---------	-----	-------	----	---	----	-------------------

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は0です。

申請理由

譲渡人 高齢により管理できない為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、耕運機、軽トラック、刈払機は所有しております。

農作業歴は本人0年、夫0年です。通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、きゅうりやトマトなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人と立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。

本件は、農地転用した際に併せて、農地を新規に転用した際に、併せて農地を取得して、野菜を作付けするそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号9番は決定します。

続きまして、10番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

10番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字辻 ^{あつじ} ・・・番・ 地目 田 面積 861m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田3694m²、畑が680m²、計4644m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、売却する。

譲受人 規模拡大のため、申請地を買受け耕作する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、管理機、軽トラック、刈払機を所有しております。

農作業歴は本人40年、妻20年です。通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜、イモの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。

譲渡人の・さんから、売買の話があつて、買い受けことになったそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号10番は決定します。

続きまして、11番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

11番 土地の所在

芦辺町深江平触	字谷川	・・・番	地目	田	面積	428m ²
石田町石田東触	字平山	・・・番	地目	田	面積	3074m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	615m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は0です。

申請理由

譲渡人 管理ができないため、親類に売り渡す。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料などの作付けです。

農機具は、トラクター、管理機、モアを所有しております。

農作業歴は本人30年で、父が50年、妻が10年、臨時雇用が4人で1人当たり50年です。これは、・・・・・の経営地における実績であります。

通作距離について、10km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、牧草作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

- ・・委員 はい。
- 議長 はい、・・番 ・・委員。
- ・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。
事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。
譲受人の・・・・さんは、親戚である譲渡人の・・・さんが、農業をしないということで、買い受けことになったそうです。
何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。
- 議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号11番は決定します。
続きまして、12番の説明をお願いします。
- 事務局 はい、4頁をお願いします。
- 12番 土地の所在
- | | | | | | | | |
|---------|----------|------|-------|----|-------|----|--------------------|
| 石田町池田仲触 | 字八石 | はちこく | ・・・・番 | 地目 | 山林(畠) | 面積 | 1574m ² |
| 同じく | | | ・・・・番 | 地目 | 宅地(畠) | 面積 | 742m ² |
| 譲渡人 | ・・・・・・・・ | | | | | | |
| 譲受人 | ・・・・・・・・ | | | | | | |
- 経営地面積は田が3691m²、畠が2127m²、計5818m²です。
- 申請理由
- 譲渡人 後継者へ生前贈与する。
- 譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。
- 権利の設定内容は、贈与です。
- 「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、飼料などの作付けです。
農機具は、トラクター、軽トラック、を所有しております。
- 農作業歴は本人30年で、妻が30年です。通作距離について500m程です。
これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
- 「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
- 「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。
- よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。
- ・・委員 はい。
- 議長 はい、・・番 ・・委員。
- ・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。
事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。
父所有の農地を、お子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。
- 議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号12番は決定します。

続きまして、13番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

13番 土地の所在

石田町筒城東触 字 高浜 ・・・番 地目 畑 面積 296m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が4188m²、畠が3168m²、計7356m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理出来ないため譲受人へ売却する。

譲受人 買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜等です。

農機具は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機を所有しております。

農作業歴は本人40年、妻が30年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、落花生や玉ねぎの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月18日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明ございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月18日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、・・県・・市にお住まいでありまして、管理することができないということで、・・さんに売買するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第6号13番は決定します。

続きまして、議案7号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願い致します。議案第7号1番の「非農地証明願について」、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字深田 ・・・番・ 台帳地目 畑 現況 雜種地156m²

転用目的 駐車場

申請人、・・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成5年頃より駐車場として造成してあり、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は6頁から7頁です。

2月17日に・・委員さんと申請人より委任された行政書士の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。

6頁、7頁の写真を見ていただいたらわかりますが、・・・・の前にある申請地でございまして2月17日に現地確認を行いました。

平成5年頃に、・・・・が出店した際に当時駐車場として、誤って利用されたものであります。何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第7号1番は、決定します。続きまして、追加議案第8号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案1頁お願ひします。

議案第8号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字筒井 ・・・番の一部 地目 畑 面積 1740m²
のうち1m²

転用目的 営農型太陽光発電施設

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

最初に営農型太陽光設備の一時転用について説明しますと、農作物を栽培している農地の上に支柱を立てて上部空間に太陽光発電等の設備を設置し、農業と発電事業を両立するものです。設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として判断するものとされております。

許可の対象となるのは、支柱及び設備の周辺機器で許可を受けるのは、設備の設置者となります。一時転用許可の満了には、再度一時転用許可を受けることで更新していくことになります。この場合、それまでの転用期間における下部の農地の状況について、総合的に判断することになっています。

許可の条件としては、農地法の処理基準及び運用通知の定めのほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、生産された農産物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合などに該当する場合は、

営農の適切な継続が確保されないと判断するものとなっています。

申請理由 令和4年3月25日に許可を頂いた営農型太陽光発電施設の一時転用について、令和7年3月24日に期間満了となるため、引き続き営農型太陽光発電施設での耕作及び売電を行いたいので申請します、というものです。

今回1回目の更新であります。

計画の概要は、引き続き、太陽光パネルを張るため支柱124本、パネル数が284枚を設置するものであります。

柵の収穫は当初5年後を計画していました。2から3年目の苗木を定植してありますので、5年後の7から8年となった頃から収穫開始を予定しているということであります。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農用地区域内農地で支柱部分の一時転用であります。

位置図、写真、配置図及び排水経路図は、2頁から5頁です。

常設審議委員会審議案件のため、2月21日に・・会長、・・委員さんと譲受人との現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通りに2月21日に現地確認を行いました。

農地のまま農業を行いながら太陽光発電で電気を供給するというもので、継続して柵（さかき）を作付けたいということであります。除草作業も定期的に行っているそうです。

排水については、元々農用地として利用しており、そのまま農用地として利用するので、自然流下は問題ないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第8号1番は、意見を付して進達します。

続きまして、追加議案の議案第9号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、本日配付しました追加議案の6頁をお願いします。

議案第9号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度6回目最後になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は44件、借り手が34人、貸し手が42人です。田が55筆、59,094m²、畑が45筆で65,198m²、合計100筆で124,292m²となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を

頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、7頁から10頁に掲載を致しておりましたので、よろしくお願ひします。

最後にご承知のとおり、令和4年5月の法改正により、農業経営基盤促進法に基づく農地の貸借(利用権設定)の制度が令和7年3月31日で終了となりますので、これに伴い、農地流動化奨励事業(流動化補助金)も終了となります。令和7年4月1日以降の農地の貸借は、農地法での申請若しくは、農地中間管理機構を通じた申請となります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第9号は、決定します。

続きまして、報告事項「農業用施設等届出申請について」事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、13頁をお願いします。

報告事項「農業用施設等届出申請について」農業用施設等届出書が次のとおり、提出されましたので、報告致します。

1番 土地の所在

石田町池田仲触 字柏木 ・・・番・の一部 地目 田

面積 2335m²のうち195m²

転用目的 農業用施設

申請人 ・・・・・・・

申請理由 申請地に販売所及び農業用倉庫を設置して利用したいので申請します、ということです。位置図・配置図は、14頁から16頁です。写真は、追加議案についております。

この案件は、以前違反転用として、皆様方に審議していただき、県から追認申請相当と判断された案件でありますて、通常ならその後、転用申請をしていただくところですが、面積が200m²未満の農業施設は、農地の転用の制限の例外である農地法施行規則第29条第1号の規定があり、県知事による許可は不要となり、農業委員会への届出が必要となるので、このたび農業用施設等届出の提出をいただいたものであります。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい 報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 3月の定例会の日程 → 令和7年3月25日(火)午前9時~
- ② 非農通知を2月7日付けと21日付けで発送、意向調査を2月10日付で発送、3月7日を回答期限としております。委員皆様に問い合わせ等がありましたら、宜しくお願ひします。また、2月の末に4月及び6月の流動化の対象農地の満了通知を送付する予定ですのでお知らせします。活動記録簿の提出を3月10

日までお願いします

③ 令和 6 年度会長の会議等出席状況について

④ 農地法第 3 条申請時の留意点について

⑤ 全国農業新聞の一括振替処理切り替えについて 3 月 14 日までに提出願います。

議 長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。